

第22期
第34回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和5年3月23日(木) 午後3時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- | | | |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 樋口金一郎 | 2. 新野 清 | 3. 伊勢亀崇男 |
| 4. 児玉 匡樹 | 5. 鈴木 政司 | 6. 高橋 康子 |
| 7. 中川 要一 | 8. 齋藤永治郎 | 9. 欠 席 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主任	青木 ひろみ

付議事件

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	報告第56号 農地の賃貸借契約の解約について
日程第4	報告第57号 農用地の利用関係の調整の報告について
日程第5	議案第150号 農地法第3条の規定による許可について
日程第6	議案第151号 農地法第4条の規定による許可について
日程第7	議案第152号 農地法第5条の規定による許可について
日程第8	議案第153号 農用地利用集積計画の決定について
日程第9	議案第154号 農用地利用集積計画作成の要請について
日程第10	議案第155号 白鷹町農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則の制定について
日程第11	議案第156号 白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について
日程第12	議案第157号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第34回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名であります。9番 丸川委員より欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、本日の総会付議案件に対し、農地法第3条にかかる報告を求めるため、小林周一 農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

大木事務局長 はい、議長。

議 長 はい、大木事務局長。

大木事務局長 はい。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名」を行いません。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、1番 樋口金一郎委員 6番 高橋康子委員の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第56号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第56号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
賃貸人 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地〇
地 目 田
地 積 600㎡ 他1筆
契約期間 令和3年5月8日～令和6年12月31日
解約日 令和5年2月21日

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇〇番地
地 目 田
地 積 1,690㎡
契約期間 令和3年5月8日～令和10年2月29日
解約日 令和5年2月21日
解約の事由 相手方の要望
他6件
報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 報告第57号「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第57号「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり報告する。

番号1

申出人 長井市〇〇〇〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇
長井市〇〇〇〇〇番〇〇 - 〇〇号 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇〇
地 番 〇〇〇番地
地 目 田
地 積 502㎡
申出内容 土地の売却あっせん
結 果 〇〇〇〇 〇〇〇〇と売買が成立
報告は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。ここで1番案件について、調整委員の2番 新野清委員より、あっせんの報告をお願いします。

新野 清委員 はい、議長。

議 長 はい、新野委員。

新野 清委員 農用地の利用関係の調整報告をいたします。

3月7日、わたくしと、安達善晴推進委員の2名で、申出人 〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏より申請があった、大字〇〇地内の農地1筆の売買のあっせん調整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇氏より、買っても良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

金額は、田 1筆 502㎡で、10aあたり〇〇〇〇〇〇〇円です。

引き渡し時期は、令和5年4月28日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

3月10日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、報告いたします。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第150号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第150号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇
	譲渡人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地〇
地	目	田
地	積	600㎡ 他2筆
経営面積		159,340㎡
		括弧書きは権利取得前の面積です。
契約の種類等		売買による所有権の移転
対価(10aあたり)		〇〇〇〇〇〇円
		他6件
		説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、4番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 はい、議長。

議長 はい、児玉委員。

児玉匡樹委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

3月18日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクターを共同で2台、田植機1台、コンバインを共同で1台、乾燥機を共同で3台、軽トラック2台を所有しています。労働力の確保状況につきましては、本人、父、母とのことです。

技術は、本人が8年、父が50年、母が6年の経験があり、問題ないと思われまます。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は159,340㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議長

ご苦労様でした。つづきまして、2番案件について、小林周一 農地利用最適化推進委員よりお願いします。

小林周一委員 農地利用最適化推進委員 はい、議長。

議長 はい、小林推進委員。

小林周一委員 農地利用最適化推進委員

2番案件及について調査のご報告をいたします。

3月19日、わたくしと、丸川正博 委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター4台、田植機1台、コンバイン1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、兄とのことです。

技術は、本人が7年、兄が15年の経験があり、問題ないと思われまます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は48,487㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。つづきまして、3番案件について、7番 中川要一委員よりお願いします。

中川要一委員 はい、議長。

議 長 はい、中川委員。

中川要一委員 3番案件について調査のご報告をいたします。

3月19日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台、軽トラック1台を所有しています。労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が40年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は5,397㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦勞様でした。4番案件について、3番 伊勢亀崇男委員よりお願いします。

伊勢亀崇男委員 はい、議長。

議 長 はい、伊勢亀委員。

伊勢亀崇男委員 4番案件について調査のご報告をいたします。

3月16日、わたくしと、安彦 強 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、スピードスプレーヤ2台、トラクター2台、軽トラック2台、乗用草刈機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、父とのことです。

技術は、本人が2年、父が40年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は7, 117㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。つづきまして、5番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いします。

齋藤永治郎委員 はい、議長。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 5番案件について調査のご報告をいたします。

3月20日、わたくしと、紺野正光 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、軽トラック1台、耕運機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻、子とのことです。

技術は、本人が47年、妻が45年、子が18年の経験があり、問題ないと思われま。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

取得後の経営面積は8, 265㎡です。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。つづきまして、6番案件及び7番案件について 5番 鈴木政司委員よりお願いします。

鈴木政司委員 はい、議長。

議 長 はい、鈴木委員。

鈴木政司委員 最初に、6番案件について調査のご報告をいたします。

3月15日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター3台、田植機1台、コンバイン2台、管理機1台、軽トラック1台、耕運機1台、キャリアカー1台、乾燥機1

台、粃摺機1台を所有しています。
労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。
技術は、本人及び妻が50年の経験があり、問題ないと思われま
す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。
取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
取得後の経営面積は56,110㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、7番案件について調査のご報告をいたします。

3月16日、わたくしと、安達善晴 農地利用最適化推進委員の2名で調査
を行いました。
機械の所有状況につきましては、スピードスプレーヤ3台、乗用草刈機3台、
車両4台を所有しています。
労働力の確保状況につきましては、常時従事者6名、臨時従事者4名とのこと
です。技術は、常時従事者が3年から11年、臨時従事者が4年の経験があり、
問題ないと思われま
す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。
取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
取得後の経営面積は37,851㎡です。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いま
すがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から7番案件について、
許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から7番案件について許可することに決しました。

日程第6 議案第151号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第151号「農地法第4条の規定による許可について」次の農地について、農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人 白鷹町大字○○○○○○○○番地 ○○ ○○

土地の表示

所	在	大字○○○○○○○
地	番	○○○○番地○
地	目	畑
地	積	23㎡
転用目的		物置場・駐車場

説明は、以上でございます。

議長 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、8番 齋藤永治郎委員よりお願いいたします。

齋藤永治郎委員 はい。

議長 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

3月20日、わたくしと、小関清喜 農地利用適正化推進委員とで、現地に聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を得ずに転用していた、追認案件です。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに用途に供しています。

他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

隣接する畑が併用地となります。この併用地も農地転用の許可が必要です。

転用目的 一般住宅
他1件
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、4番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 はい。

議 長 はい、児玉委員。

児玉匡樹委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

3月17日、わたくしと、小林周一 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン仮審査結果通知書により確認しています。なお、地代につきましては使用貸借であり、借地料は発生しません。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。2番案件について 8番 齋藤永治郎委員よりお願いします。

齋藤永治郎委員 はい。

議 長 はい、齋藤委員。

齋藤永治郎委員 2番案件について調査のご報告をいたします。

3月20日、わたくしと、小関清喜 農地利用最適化推進委員とで、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を得ずに転用していた、追認案件です。
転用を行うに必要な資力信用については、すでに売買済みであることを確認しています。転用の妨げとなる権利を有する者はありません。
遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに用途に供しています。
他法令による必要な許認可等について、必要な許認可等はありません。
隣接する畑が併用地となります。この併用地も農地転用の許可が必要です。
面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。
単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。
周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。一時転用ではありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第8 議案第153号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第153号「農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、令和4年度 第8回白鷹町農用地利用集積計画の

決定を求める。公告予定年月日は令和5年3月24日。

【所有権移転】

番号1

申請人	譲受人	白鷹町〇〇〇〇〇〇〇〇番地	〇〇	〇〇
	譲渡人	山形市〇〇〇〇〇〇番〇〇号	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇番地〇
地	目	田
地	積	1,062㎡ 他4筆
契約の種類等		売買による所有権の移転
土地引渡時期		令和5年3月28日
対価(10a当り)		〇〇〇〇〇〇円

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、計画のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、提案のとおり、第8回白鷹町農用地利用集積計画を決定いたしました。

日程第9 議案第154号「農用地利用集積計画作成の要請について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件ですので、ここで、白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、10番 村上浩康委員の退室を求めます。

(村上委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐　　ご説明いたします。

議案第154号「農用地利用集積計画作成の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、白鷹町長に対し、農用地利用集積計画の作成を次のとおり要請する。

1. 権利設定者

番号1 住　　所 白鷹町大字○○○○○○○○番地
氏　　名 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○ ○○

2. 権利設定者及び権利を設定する土地の表示等

住　　所 長井市○○○○○○○○番地
氏　　名 ○○ ○○
住　　所 長井市○○○○○○○○番○○ - ○○号
氏　　名 ○○ ○○
土地の所在 大字○○○○○○○○
地　　番 376番地
地　　目 田
地　　積 502㎡
利用目的 水稻
総額(10aあたり) ○○○○○○○円

3. 権利設定等の内容

権利の内容 所有権の移転
法律関係 売買
権利の設定・移転の時期 令和5年4月28日
支払期限 令和5年4月28日
土地引渡時期 令和5年4月28日
説明は、以上でございます。

議　　長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり農用地利用集積計画の作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり決定いたしました。
ここで、10番 村上浩康委員の入室を求めます。

(村上委員 入室)

日程第10 議案第155号「白鷹町農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則の制定について」を議題といたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第155号「白鷹町農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則の制定について」白鷹町農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規則を廃止する規則の制定について、決定を求める。別紙のとおり。

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り、採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

議 長

ご異議がありませんので採決いたします。本件について、提案のとおり制定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本件は提案のとおり制定することに決定いたしました。

日程第11 議案第156号「白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題といたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第156号「白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第「7条

第1項に基づき、白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を次のとおり改訂する。別紙のとおり。

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、提案のとおり改訂することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって提案のとおり、白鷹町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を改訂することに決定いたしました。

日程第12 議案第157号「令和5年度最適化活動の目標の設定について」を議題といたします。

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 はい、議長。

議 長 はい、川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第157号「令和5年度 最適化活動の目標の設定等について」令和5年度 最適化活動の目標の設定等を次のとおりとする。別紙のとおり。

説明は、以上でございます。

議 長 説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本案件は提案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

事務局職員及び農地利用最適化推進委員の退室を求めます。

(事務局職員及び推進委員 退室)

休息前に復し再開いたします。

ここで私より「追加変更議事日程」を提出いたします。

日程第13 議案第158号「職員の任免について」を議題といたします。提案理由については、人事案件でありますので私より説明いたします。職員の異動について、本日9時に総務課長に出向き、この内示をいただきました。

これまで勤めていただいた、青木ひろみ主任が異動となります。新しく観光振興係の方から茂木智美主事が農業委員会へ参ります。

ここで、皆さんにお諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑・討論は省略して採決したいと存じますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認め採決いたします。本件について、原案のとおり任免することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって提案のとおり任免することに決しました。

ここで、事務局職員及び農地利用最適化推進委員の入室を求めます。

(事務局職員及び推進委員 入室)

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。これをもって、第34回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第34回白鷹町農業委員会
総会の議事録に署名いたします。

令和5年3月23日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____